

- ス 医療費控除を受けようとする場合は、医療費の領収書、介護費用にかかる厚生労働省指定の領収書、また健康保険組合や生命保険会社等の高額療養費、家族療養給付金、入院給付金等を受けられた場合はその金額のわかる明細書
- セ 障害者手帳等を交付されている人は、障害者手帳等
- ソ ねたきり老人の認定を受けた人は障害者控除対象者認定書
- タ その他、所得の計算や所得控除について必要と思われる書類

国民健康保険税・介護保険料の支払証明の必要な人へ

市役所各支所総合窓口課で発行します。ただし、介護保険料の支払証明については、普通徴収分のみ発行可能です。

なお、甲賀市の各申告相談会場で申告される人については、国民健康保険税・介護保険料の支払証明は必要ありません。(他の市区町村での支払分を除く。)

農業所得の申告をされる人へ

小規模の米作農家の人は、平成17年分水稻所得までは水稻所得標準の適用により農業所得を申告することができましたが、水稻所得標準は廃止になり、平成18年分の水稻所得からは、収入金額から必要経費を差し引く「収支計算」により申告する必要があります。

《したがいまして、水稻所得標準適用による農業所得証明書を発行することはできません。》

農業所得の収支計算

水稻・麦・大豆・出荷野菜等の農作物を栽培されている人は農業所得の収支計算が必要です。

●対象となる作物……水稻・麦・大豆・出荷野菜・茶・果樹・花 等

●収入と必要経費の集計について

収入……出荷伝票、納品書控、通帳等で平成18年中の収入金額

必要経費……平成18年中に支出した「肥料、農薬、種子、水利費、土地改良費、減価償却費等の経費」

●収支計算方法 収入金額－必要経費＝所得金額

●書類の保存 伝票やJAの組合員勘定も必要です。整理し保存しておいてください。

《平成18年分収支内訳書（農業所得用）を作成し、申告相談にお越しく下さい。》

おむつ使用証明書に代わる確認と障害者控除認定について

介護認定を受けておられる方で、確定申告の医療費控除と障害者控除に必要な「おむつ使用証明書に代わる確認」と「障害者控除認定」を受けるための申請を受け付けます。

対象は次の方です。

●おむつ使用証明に代わる確認

平成18年中におむつを使用している要介護者で、おむつ代の医療費控除を前年に引き続き受けられる方

なお、前年におむつ代の医療費控除を受けておられない方は、主治医の「おむつ使用証明書（用紙は税務署にお問い合せください。確定申告期間中は税務課及び各支所総合窓口課にもあります。）」が必要です。

●障害者控除認定

要介護者で、甲賀市障害者控除対象者認定書の交付に関する要綱第3条の各号に該当する方（既に認定を受けている方は状態に変更がないかご確認ください。）

各申請書は、各支所総合窓口課に備え付けています。

「おむつ使用証明書に代わる確認」と「障害者控除認定」については

☎ **問い合わせ** 介護福祉課介護保険係 TEL65-0698 FAX63-4085